

福井県内の美術振興を踏まえた福井県立美術館の機能強化に関する 基本計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

福井県内の美術振興を踏まえた福井県立美術館の機能強化に関する基本計画策定支援業務委託

2 業務目的

福井県立美術館は、昭和52年11月の開館以来47年が経過し、施設・設備の老朽化対策を施しての長寿命化や収蔵庫の過密化に対応する収蔵機能の拡充が必要となっている。また、近年の博物館法改正や文化観光推進法の制定などの趣旨を踏まえ、開館時とは異なる社会的要請等（利便性の向上、運営の一層の効率化など）への対応が求められている。

このため、令和6年度に外部有識者を交えて福井県立美術館の今後のあり方（コンセプト・求められる機能など）についての検討を行い、その検討結果を「福井県立美術館のあり方および基本的方向性」（以下、「基本的方向性」という。）としてとりまとめたところである。

本事業は、基本的方向性に基づき、ソフト・ハード両面における美術館のリニューアルの内容について具体的な検討を行い、「福井県立美術館の機能強化に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定することを目的とする。

3 対象施設の概要

(1) 所在地 福井県福井市文京3丁目16-1

(2) 名称 福井県立美術館

(3) 構造・規模

①本館

鉄筋コンクリート造 地上二階地下一階

建築面積 3,561.99㎡

延床面積 6,122.62㎡

②研修棟

鉄筋コンクリート造 地上二階

建築面積 244.77㎡

延床面積 505.13㎡

③駐車場

敷地面積 5,508.38㎡

第一駐車場 2,978.72㎡

※敷地面積から建て面積を除外した面積

第二駐車場 1,037.73㎡

※敷地面積から建て面積を除外した面積

第三駐車場 168.25㎡(敷地面積)

第四駐車場	994.15㎡(敷地面積)
第五駐車場	329.53㎡(敷地面積)

4 業務内容

以下の（１）から（３）の業務を実施し、（４）により基本計画の原案を作成すること。

（１）福井県立美術館の機能強化に関する基本計画策定委員会の意見取りまとめ

- ①県および有識者等で構成し、２カ月に１回程度、対面またはオンラインにて、年４回程度開催する福井県立美術館の機能強化に関する基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に出席し、県から提供する策定委員会の録音データ・文字起こしデータ等を元に、課題を整理し、検討内容をまとめるなどして、基本計画策定のため必要な支援を行うこと。なお、策定委員会へ参加する委員や会議内容等（例：分科会方式）については、協議するテーマに応じて、発注者と受注者との協議の上で決定することができるものとする。
- ②策定委員会の開催にあたり、受託者は、発注者と協議の上、福井県立美術館の運営協議会議事録などをもとに議論すべきテーマ設定や会議資料作成などの策定委員会の開催準備を行うこと。
- ③策定委員会の議論を踏まえ、基本計画の原案を作成するにあたり、国公立の美術館のリニューアルの設計・監理に関わった経験を有し、かつ、国公立の美術館の企画展等の展示監修を行った実績がある一級建築士の資格を保有する者により、具体例を提示して全体の計画等に指導・助言を行うこと。なお、本事業において指導・助言を行う者をあらかじめ提案し、発注者と協議の上、決定すること。
- ④策定委員会は、発注者が指定する外部有識者により構成するものとする。委員が決定され次第、策定委員会の日程調整等を行うこと。

（２）基本計画原案作成に係る調査等

基本的方向性の内容を踏まえ、以下の調査・提案・検討を実施し、策定委員会に報告すること。

①導入機能および設備の提案

導入すべき機能および設備の検討のための提案をすること。提案にあたっては、法令等の制約や導入後の管理運営の体制やコスト等も勘案し、実現可能なものとなるように提案すること。

②諸室構成および規模の検討

リニューアル後の福井県立美術館にふさわしい必要諸室、必要面積について、増築の可能性も含めて検討を行うとともに、それらの具体的な配置計画を提案すること。

③管理運営計画の検討

民間活力の活用も含め、リニューアル後の維持管理のランニングコストや修繕

について多角的に検討し、計画案を作成すること。なお、現在の維持管理のランニングコストの把握については、発注者と十分協議を行うこととする。
特に維持管理におけるランニングコストについては、環境負荷等の低減を含めた提案を計画に盛り込むこと。

④概算事業費、各事業スケジュールの検討

上記検討に基づき、施設整備にかかるコストを概算で算出するとともに、事業スケジュール等を検討し、基本設計および実施設計を行う設計者の選定方法（建築部門は除く。）を含めた事業計画の原案を作成すること。また、整備後のイメージ図（主要部分３点程度）を作成すること。比較参考とするため、移転新築する場合の概算コスト（土地代除く）も算出して併せて示すなど、基本計画策定のための支援を行うこと。

なお、概算事業費については、算定根拠を示したうえで、事業費の内訳を明記すること。

⑤その他の検討

仕様書に記載されているもののほか、ソフト面に係る調査の実施等、発注者と協議の上で、発注者が基本計画策定に必要として指定した事項について、検討を実施すること。

（３）県民意見の聴取

①県民アンケートの実施

福井県立美術館のあり方について、県民アンケート等を実施すること。

アンケート内容、対象者および方法は発注者と協議の上で決めるものとする。

②アンケート集計、統計の提示

①で実施したアンケートを集計し、分析可能な体裁で示すこと。

③基本計画策定委員会におけるアンケート結果の反映

②における結果を基本計画策定委員会にて提示し、福井県の美術振興における福井県立美術館の役割について検討するとともに、基本計画原案に反映させること。

（４）基本計画原案の作成業務

基本計画原案の策定にあたり、専門的見地から助言や提案を行い、その内容を基本計画の原案に反映させること。

基本計画の原案は、基本的方向性をベースとして、その記載された内容を整理するとともに、策定委員会で討議された内容も踏まえ、下記５の項目を記載すること。作成にあたっては、発注者と十分に協議すること。

５ 基本計画原案に盛り込む主な内容（想定）

基本計画原案に盛り込む主な項目等については、下記のとおり想定しているが、検討委員会における議論等を踏まえて、発注者において別途指示する。

（１）リニューアルの背景

- ①福井県立美術館の特色
- ②福井県立美術館の現状と課題
 - ア 敷地・施設の現状把握
 - イ 既存施設における法的要件および手続きの整理
- ③福井県内の美術振興における福井県立美術館が果たしてきた役割
- (2) リニューアルの目的と方向性
 - ア 福井県立美術館が目指すべき方向性（ソフト面、ハード面）
 - イ 施設整備および運営の基本方針
- (3) リニューアルの具体的内容
 - ①求められる機能と役割、具体的な事業展開
 - ②老朽化箇所等の更新
 - ③諸室の構成と規模
 - ④新しい機能・設備等の整備計画
 - ⑤事業運営に係る体制
- (4) 事業計画
 - ①概算事業費
 - ②事業スケジュール

6 履行場所 福井県福井市内

7 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

8 成果品の提出等

成果品に関しては、印刷物のほか、電子データを提出すること。なお、電子データの形式は、Microsoft Office 2019以降のWordまたはExcel、PowerPoint等、発注者において編集可能な形式とすること（(2)の図面は除く。）。

- (1) 「福井県立美術館の機能強化に向けた基本計画」原案の中間案
 - 紙媒体3部および電子媒体（令和7年10月中旬までに提出すること。）
- (2) 施設・設備計画検討図面（日本工業規格A3版）
 - 紙媒体3部および電子媒体（令和8年3月中旬までに提出すること。また、令和7年10月中旬までに中間案を電子データにより提出すること。）
 - ①配置図
 - ②各階平面図
 - ③立面図（外観図）
- (3) 「福井県立美術館の機能強化に向けた基本計画」原案およびその概要版
 - 紙媒体3部および電子媒体（令和8年3月中旬までに提出すること。なお、策定委員会の開催状況に応じて、発注者と協議の上、提出期限を延長することができるものとする。）
- (4) その他関連資料一式

作成資料内容および提出日については、その都度、発注者において指示し、協議の上決定する。

9 業務実施上の留意点

- (1) 受注者は、業務着手に先立ち、発注者と協議調整の上、業務工程表を提出すること。また、事業を円滑に進めるため、全体マネジメントを行う責任者を配置するとともに、受託者に対し、業務体制表を提出すること
- (2) 当該調査業務の遂行に必要な法的確認・協議・許可申請に関しては、受注者側で必要書類を作成の上、処理すること。また、その経過については書面で発注者に提出すること。
- (3) 上記(1)および(2)に係る経費は委託費に含まれるものとし、発注者が負担するものではないこととする。
- (4) 上記8の報告書などの成果物を作成する過程で発生する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条の権利を含む。)は、すべて福井県に帰属する。
- (5) 受注者には、参考として、過去、本県において行った調査の結果や図面等各種データを提供する。
- (6) 受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (7) この仕様書の定めがない事項ならびにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者は速やかに県と協議を行うものとする。